

号の指示	第一項第四 契約	第一欄 第二項の 第一欄	第二欄 第六条第三項から第六 項まで	第三欄 医療機 関	第四欄 受託者 くは報告の内容について文書により報告しなければならない。
六項	第一号 第五項及び第 二項第四 号の指示	第六条第三項、第四項	医療機 受託者	次の表の第一欄に掲げる事項に係る文書については、それぞれ同表の第二欄に掲げる規定を準用する。この場合において、これらの規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	調査等業務手順書に基づき、製造販売業者は、製造販売後調査等管理責任者は、製造販売後調査等管理責任者は、製造販売業者等による報告の内容について文書により報告しなければならない。
					5

一 次に掲げる事項について確認し、その結果の記録を作成し、これを保存すること。
二 口 製造販売後調査等管理責任者による受託者に対する指示の履行状況についての確認
二 前号の確認を踏まえ、必要があると認められるときは、当該受託者に対し必要な指示を文書により行い、その写し又は当該文書を保存すること。
三 前項第七号の報告について記録を作成し、それを保存すること。

査等管理責任者に對して行う報告に関する事項

八 受託者が當該受託業務について作成した立書の保存に関する事項

九 その他必要な事項

い。

3 製造販売業者等は、製造販売後調査等管理責任者に次に掲げる業務を行わせなければならぬ。

七 受託者が製造販売業者等又は製造販売後調査等の管理責任者か
　　確認することができる旨
六 製造販売業者等又は製造販売後調査等の管理責任者か
　　責任者及び受託者の相互の間における製造販売
　　売後調査等に関する情報の提供の方法に関する事項

(製造販売後調査等業務に係る記録の保存)	
第一項第七第六条第三項、第四項製造販受託者号の報告	六項
第一号、第五項及び第壳業者	等
関	医療機製造販
等	売業者
二 再審査又は再評価に係る記録 三 前二号に掲げる記録以外の記録 一 製造販売業者等は、製造販売後調査等業務手順書に基づき、記録を保存することとされる者に代えて、製造販売業者等が指定する者に、当該記録を保存させることができる。 (製造販売後調査等に係る再審査等の資料の基準)	第二項第十一号の規定によるほか、医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令に定めるところによる。
第一項第十二条 製造販売後調査等に係る法第十四条の二の二第五項の規定により読み替えて適用される法第十四条第三項並びに第十四条の四第五項及び第十四条の六第四項(これらの規定を法第十九条の二第五項及び第十九条の四において準用する場合を含む。)に規定する資料の収集及び作成については、第三条から第八条まで、第十条及び第十一項の規定によるほか、医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令に定めるところによる。	第二項第十一号の規定によることとされていることとされている文書その他の記録の保存期間は、次に掲げる記録の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。ただし、第七条の規定による製造販売後臨床試験を実施した場合においては、同条第二項において例によることとされている医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令第五十六条において読み替えて準用する同令第二十六条、第三十四条及び第四一条に規定する期間とする。
二 再評価が終了した日から五年間 三 前二号に掲げる記録以外の記録 一 製造販売業者等は、製造販売後調査等業務手順書に基づき、記録を保存することとされる者に代えて、製造販売業者等が指定する者に、当該記録を保存させることができる。 (製造販売後調査等に係る再審査等の資料の基準)	第二項第十一号の規定によることとされていることとされている文書その他の記録の保存期間は、次に掲げる記録の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。ただし、第七条の規定による製造販売後臨床試験を実施した場合においては、同条第二項において例によることとされている医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令第五十六条において読み替えて準用する同令第二十六条、第三十四条及び第四一条に規定する期間とする。
第一項第一条 この省令は、薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律の施行の日(平成十七年四月一日)から施行する。	第二項第十一号の規定によることとされていることとされている文書その他の記録の保存期間は、次に掲げる記録の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。ただし、第七条の規定による製造販売後臨床試験を実施した場合においては、同条第二項において例によることとされている医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令第五十六条において読み替えて準用する同令第二十六条、第三十四条及び第四一条に規定する期間とする。

附 則
施行期日

第一条 この省令は、薬事法及び採血及び供血せん業取締法の一部を改正する法律の施行日（平成十七年四月一日）から施行する。

第二条 医薬品の市販後調査の基準に関する省令の廢止
(平成九年厚生省令第十号) は廃止する。
(経過措置)

第三条 この省令の施行の前に医薬品の市販後調査の基準に関する省令(平成九年厚生省令第十号)に基づき開始された使用成績調査、特別調査又は市販後臨床試験については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年三月一一日厚生労働省令第二六号) 抄

(施行期日)

この省令は、平成二十六年十月一日から施行する。

附 則 (平成二六年七月三〇日厚生労働省令第八七号) 抄

(施行期日)

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (令和二年八月三一日厚生労働省令第一五五号) 抄

(施行期日)

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (令和四年五月二〇日厚生労働省令第八四号) 抄

(施行期日)

この省令は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第六十^三号)の施行の日(令和二年九月一日)から施行する。

附 則 (令和四年五月二〇日厚生労働省令第一六一号)

この省令は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律(令和四年法律第四十七号)の施行の日から施行する。

附 則 (令和五年一二月二六日厚生労働省令第一六一号)

この省令は、公布の日から施行する。